

第17回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成30年10月24日(水曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第47号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 3件 |
| 第 5 | 議案第80号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 1件 |
| 第 6 | 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第 7 | 議案第82号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 2件 |

○出席委員(15名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	7番 森田 享子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■ 君

○欠席委員(1名)

6番 甲斐やす子 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主 査 高橋 望 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第17回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時11分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・類瀬君 12番・熊谷君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第17回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第47号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第47号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容3件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号3まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第47号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、36.5ha。

指名年月日、平成30年10月5日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、甲斐委員、類瀬委員、津野委員。

なお、番号2につきまして、指名年月日と指名あっせん委員、番号2、番号3について申出の種類が、番号1と同じであるため説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、97.4ha。

番号3。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、49.6ha。

指名年月日、平成30年10月16日。

指名あっせん委員、高松委員、高原委員、平間委員、高橋委員。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号3まで内容3件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第47号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第80号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第5。議案第80号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君）はい。

議案第80号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が

あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字中チャンベツ 2 4 2 - 7 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9 8, 9 7 2 m²。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成 2 6 年 5 月 1 日。

契約期間は、平成 2 6 年 5 月 1 日から平成 3 1 年 4 月 3 0 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成 3 0 年 9 月 2 5 日。

土地の引渡し時期、平成 3 0 年 9 月 2 5 日。

なお、調査結果につきましては、類瀬委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 1 1 番・類瀬君。

○1 1 番(類瀬正幸君) 1 1 番・類瀬。

議案第 8 0 号、番号 1 について報告致します。

1 0 月 1 6 日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人XXXXXXXXXXさんが長男へ経営移譲するため、賃貸人XXXXXXXXXXさんと合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、XXXXXXXXXXさんの長男であるXXXXXXXXXXさんへの賃借権の設定を行うものであります。

土地の引渡し時期は平成 3 0 年 9 月 2 5 日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成 3 0 年 9 月 2 5 日と確認しており、引渡し期限前 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました 1 1 番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第 8 0 号、内容 1 件については原案可決されました。

◎議案第 8 1 号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第 6、議案第 8 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について内容 3 件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第81号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字熊牛原野17線東43-11。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、292㎡外15筆、合計面積は143,977㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人にあつては買受人の要望による、譲受人にあつては当該農地を取得し営農を開始するため。

資金調達の方法及び価格につきましては、資金借入で7,500,000円。

世帯員又は構成員につきましては、譲渡人が3名、譲受人が5名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が456,085㎡、譲受人が691,368㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります渡邊委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

議案第81号、番号1について報告致します。

10月10日に、事務局より調査依頼があり、10月12日に現地調査を行っております。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さんは、譲受人の要望により農地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]さんは当該農地を所得し、営農を開始するための今回の申請となっております。

権利を取得する、[REDACTED]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

[REDACTED]が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認を致しました。

農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[REDACTED]の経営面積は83.5haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野15線東38-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、68,667㎡外94筆、合計面積が1,137,744㎡となっております。

契約の種類、使用貸借（許可日から25年間）。

権利移転設定の理由、貸付人が二男に経営移譲するため、借受人が上記理由により営農を引き継ぐため。

世帯員又は構成員、貸付人が4名、借受人が同一世帯となっております。

畑、採放地につきましては、借受人が1,137,744㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第81号、番号2について報告致します。

10月10日に事務局より調査の依頼があり、10月23日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

貸付人のXXXXXXXXXXさんは、二男に経営移譲するため農地を貸付けし、借受人で後継者のXXXXXXXXXXさんは、営農を引き継ぐため今回の申請となりました。

権利を取得するXXXXXXXXXXさんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

XXXXXXXXXXさんが申請地を借受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかに ついても申請書にて確認しました。

農地すべてについて、耕作に常時従事するものと認められます。

XXXXXXXXXXさんの経営面積は、約113.7haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し耕作することによる、周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的

に利用されると認められます。

これら調査の結果から、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

番号3。

譲渡人、■■■■、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字阿歴内原野南4線154-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、18,488㎡外4筆、合計面積が34,089㎡となっております。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人が相手方希望、譲受人が粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入2,618,101円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が6名となっております。

畑、採放地につきましては、譲渡人が344,171㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります橘委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橘君。

○4番（橘 澄子君） 4番・橘です。

議案第81号、番号3について報告致します。

10月12日に事務局より調査の依頼があり、10月22日に現地調査を行ってまいりました。許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の■■■■さんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■

さんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得するの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

が申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載された通り確認しました。

農地全体について、耕作に常時従事すると認められます。

の経営農地面積は、約3.4haとなりますので下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に常時従事し、耕作することによる周辺への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上の事から、農地法第3条第2項各項に該当せず要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

（君復席）

以上をもって、議案第81号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第82号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第82号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第82号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり2件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
、

さん。

土地の所在、字オソツベツ 6 4 7 - 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、7 4, 7 2 7 m²外 7 筆、合計の面積は 4 5 0, 7 2 0 m²。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日。

対価の支払期限は、平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格、1 0, 4 3 7, 0 0 0 円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号 1 につきましてはあっせん案件でありますので、改めての調査は行っておりません。
以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号 1 について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 は原案可決されました。

続いて、番号 2 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号 2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ 2 4 2 - 7 の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9 8, 2 6 4 m²。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日から平成 3 5 年 1 0 月 2 5 日まで。

土地の引渡時期は、平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日。

金額は、年間 2 9 6, 9 1 6 円。

支払方法は、毎年 1 0 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては類瀬委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第82号、番号2について報告致します。

10月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、10月16日に現地調査に行っていました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第82号、内容2件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第17回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第17回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

（午前10時37分閉会）